れたことが記されている。

大正期神戸市における柳谷観音の信仰と布教

――熊沢寛道の活動を中心として―

生 嶋 輝

美

じめに

は

から庶民が結成した信仰団体「講」によって支えられていた①。 の信仰により、近世には皇室の崇敬をも得ている。しかし、山中にあって檀家を持たない楊谷寺の発展は、 京都府長岡京市浄土谷の立願山楊谷寺は、寺号よりも「柳谷観音」の通称で広く知られる。平安時代初期開創とさ 近世初期には浄土宗西山派粟生光明寺の末寺となった。本尊千手観音および眼病治癒に効験があるという霊水へ 早い時期

版の『楊谷寺誌』③には、この時期、大阪と北海道旭川に別院、 による布教も広範囲に行われた。これは日下俊隆 明治中期から大正期には、 従来の開帳や講への仏体(本尊の模像) (明治二年生まれ)②が住職だった時期に含まれる。大正十三年再 神戸に説教所、東京・敦賀・宇治に出張所が開設さ 貸し出しのほか、 講の活動に支えられた楊谷寺

しかしこれらとは別に、 大正期の神戸市には「別院」が存在したことが『楊谷寺文書』に見える。この別院の設立 大正期神戸市における柳谷観音の信仰と布教 — 510 — た(4) 者は、 は、 年 大していた楊谷寺の布教活動にたずさわっていたことは忘れ去られているに等しい。 、市で楊谷寺がどのような布教活動を構想し展開していたのか、 まず大正期神戸市における柳谷観音の信仰の状況と布教活動を概観し、つぎに冗長となるが、『楊谷寺文書』 である。 しかし熊沢寛道といえばどうしても取り上げられるのは後年の自称天皇としての側面で、 のちに後 従来熊沢については、 南朝の正 統性を主張 西山派の学校を出て神戸で説教所を開き、 熊沢天皇として一 時世 間 具体的に述べたものは見当たらない。 0 耳目を集めた熊沢寛道 布教活動をした経歴 また、 (明治二十二~ 熊沢が活動 信仰圏を精力的 は そこで本稿で した時期 知 昭 5 和 れ に拡 7

神

大正期神戸市 ľ お ゖ る 信 衏 組 織

まとまって残っている熊沢寛道の全書簡を引用しつつ彼の活動を辿ることとする⑤。

栄講 が設置されていることからは、 立し説教所の公認を得て常在教師を派遣したものだという。 が記される。 中心を成す、 念力講 現 在 古の神戸 兵庫講 神 言 兵神説教所は、 地区としての兵庫である。 市には柳谷観音の講や布教組 道成講が記載されている。 (D) 柳 谷講 信説講、 大正十一 楊谷寺がこの時期、 直轄兵神観音講 年二月以来の直轄兵神観音講の多大なる尽力により、 これが大正十三年の再版『楊谷寺誌』になると、 この兵庫は 微は存在しない⑥が、 神戸 (所在地名なし)、下山手通六丁目 「兵庫県」 市における布教活動を積極的に進め わずか十年の間に講は倍増し、 大正四年の の意ではなく、 『楊谷寺誌原稿』でには 当時の神戸市にお (神戸) 三講に加えて兵庫の一 てい 楊谷寺直 同十二年五月に堂舎を建 0) たことが窺える 兵神 61 ず 轄 て神戸とともに 脱教 ħ 0 満と説 所 0 心講 存在 教 0) 所 信

右

「の講のうち、

道成講は明治四十四年に結成された。

前年から毎月有志者が集まり

回向していたが、

参加者が増

加

た(8)

講

元の職業は按摩である®

ここから大正四年に分離したのが兵庫念力講である。

道成講で講元に次ぐ講長をつとめていた江見十一を中心とし

谷寺への帰

属

意

識 は

強かったものと推測される。

結成段階では講元と世話人数人を合わせ、

講

則を楊谷寺に届け出、 も定められているが、 死亡のさいは講員若干名が葬式に立ち会うこと、などが取り決められている。 安置した柳谷観音を回向すること、 したため、 '箇 **|条の講則を定めて楊谷寺に届け出、** この条目からは、 講則に柳谷本寺の法則・指揮命令を遵守することを定めており、 毎回積立金をして銀行に預金し、 類似の講の存在とそれとの間に摩擦があったことが推測できよう。 名称を道成講とした。 年 П 講則では、 [講員全員で楊谷寺に参詣すること、 他の観音講との衝突を一切避けること 毎月十七日に講 任意の信仰団体といっても楊 元 かか 講 員自 宅に 講

団参旅費として積み立てること、 九日に講を開いて読経念仏し、 て結成し、 十五箇条から成る講則を定めている。 毎年四月に楊谷寺へ団参 講毎に三十分以上の説教か仏教講演を行うことなどが取り決められた。 講元はなく講長・会計 (団体参詣) すること、 幹事・ 毎月五銭を講費として徴収し八銭を 世話人総代 世話人を置き、 講長は高 毎月十

実質的には幹事の一人である江見が念力講を取り仕切っていたらしい。

人格・財産ともに相当なものと衆人の認める人物であり、

市内寺院教会の世話係をい

くつもして

高田は明治

Ŧī.

年

(一八七二)

— 511 — 離した当時の講 0 事務員を兼業する会社員であった。大正二年に楊谷寺から道成講に下付された本尊千手観音の模像は道成講に残し たという。 念力講は新たに制作された千手観音三尊の模像を楊谷寺から借用して礼拝対象としている®。 江見は安政六年 買は 七十から百三十人と、 (一八五九) 生まれで漢学や仏教教理の素養があり、 書類によって幅がある印 当 |時は工場事務員と親族経営会社 道成 《講から分

生まれの麺類商で、 徳松であるが、

の念力講が神戸 、市所在のほかの講と異なるのは、 大正七年五月に兵庫県知事に認可され説教所となった点であ

法務 補 道をなすものである四。 る。 時は認可されてい 当初 所 楊谷寺派出僧横江瑞善として加え申請し、 は教務所設立を目指したものの、 社事務所の類で教宗派の事務を取り扱うものであるのに対し、 ない。 教務所設立は最初、大正六年十一月に高田・江見を「業務担当者」として申請したが、この 翌大正七年一 月には担任教師を西山派中僧正・楊谷寺住職日下俊隆、 知事の注意を受けて説教所に変更して認可申請しなおしている。 この後の経緯には詳らかでない部分もあるが、 説教所はおそらく教会所と同じで、 前述の 常在教師を西山 知事の 教務所 注意を経 布教伝 派 凝

借地 講事務所と同じ神戸市兵庫西柳原町の借家 ともあり、 借家人として署名する。 説教所として五月に認可された。 正式には 「浄土宗西山派念力講説教所」 なお、 念力講は大正六年十 教務所 (六畳二間・三畳二間、 説教所の認可申請には宗派管長 で登録されてい 月の教務所設立願書提出 中庭つき)を所在地とし、 た (住所印は「柳谷観音念力講説教所」図)。 (光明寺住職 時 には講員三百人母だったが、 江見十一は信徒総代 0) 副 書が 必要というこ 説

二、神戸市内別院設置計画―熊沢寛道の登場―

教所設立初年度の大正七年末の段階では信徒戸数五百戸、

信徒五百十八人と兵庫県知事に報告しているい

それは抹消されて これから経費を引いた分は 三願書にも訂正後の文言が踏襲されている頃。 実は楊谷寺では、 これは大正七年一 「維持財産トシテ確実ナル銀行ニ預入ス」 念力講教務所の設立を申請した段階で、 月に日下俊隆を筆頭として県に提出した申請書添付の陳述書に、 「将来楊谷寺ノ別院ヲ神戸市ニ建築スルノ資金ニ貯蓄ス」とあることから分かる。 ちなみに大正六年には北海道旭川 と書き直されておりい、 将来的に神戸市に別院を設立することを考えていたらし の楊谷寺別院が興隆寺の寺号を公称 同年四 毎月講員から五銭を徴収し、 1月に提 出さ れた説 教 しかし 所設

しており鴎、 大正四年に奥の院を建立した直後のこの時期、 楊谷寺の布教活動は北と西での進展が目指されていたと

次に別院設立の話が見えるのは大正八年九月のことである。念力講説教所の江見が日下名義で作成し、 日下に送付

してきた「別院設置趣意書」の案がそれである頃。

考えられる

以下、 引用史料には読点を付し、単なる書き損じの文字は抹消して注記しない。)

別院設置趣意書

ナル 神 モ終ニ他ニ奪ハル、等ノ向キ有之、 芦 市 甚ダ遺憾トスル所ナリ、 ハ年々人口増殖シ柳谷観音信者及講員モ益々増加シ、尚ホ発展ノ余地モ拡大ナルニ反シ、奉仏場所 殊二近年土地価格非常二奔騰、 斯クテハ信迎上益々悪影響ヲ蒙ル次第ニ付、之レガ永遠安全ニ信迎ヲ求メン 随テ借家ノ賃貸モ之レニ伴ヒ幸ヒ奉仏適当

トスルニハ、各信者及各講連盟事業トシテ、 市内適当ノ場所ニ別院ヲ設置スルノ外、 他ニ策ナシト信ズ、幸ニ各

位此意ヲ諒トシ、 御賛助アランコトヲ

大正八年九月御参考ノ為メ、別紙別院略則案ヲ添付ス

楊谷寺住職 日下俊隆

第 盟事業としての別院設置、 近年の神戸市の人口増加に伴う土地・賃貸住宅の価格高騰が奉仏場所の確保を危うくしているとし、 回国勢調査において東京市・大阪市に次いで人口第三位となる大都市である。「楊谷寺別院設置略則案」®には、 つまりは別院の建設が提唱されている。 ちなみに神戸市は、この翌年大正九年十月 信者・各講 日の 0) 連

教所の三字を削ること、 のために大規模な頼母子講を組織し財源を確保するつもりだったらしいが買い 市内各講に下付された本尊分身 各講より従来楊谷寺に納めてきた冥加金は別に納付方法を設けること、などが示されている。江見は別院建設 各講内で葬式・仏事を営む時は必ず別院僧侶を招待すること、各講で徴収してきた講金は全 (模像) は 一時別院に返付すること、 市内各講の名称はそのままで念力講説教所 翌月にはうまくいっていないことを日 は説

わ がずか ところが日下は江見・念力講説教所とは別のルートでの別院設立を考えていたのである。 五日後の江見から日下への書簡窓には、 熊沢寛道が神戸市での別院設置活動を始めていることが見えている。 頼母子講の不調を伝えた

下に報告しているஜ゚

説 迷ヲ感スル訳ニ付、 拝啓 戸 利益又ハ不利益等ノ意見御問合之趣、 市ニーケ所ヨリ出来不申、 !教所ノ盛衰ヲ見テ亦適当ノ場所ニ別院ヲ設置シテ、 如仰秋冷之候、 此際ハ 益御壮健之段、 、説教所名義ノ下ニ設置御計画セラレテハ如何カ、 然ルトキハ神戸ノ極東ニ別院アリテ西部ヲモ支配スルハ不便ニモアリ、 敬承仕候、 奉慶賀候、 扨、 右別院ノ設置ハ大ニ賛同スル処ニ御座候得共、 両説教所ヲ廃合スル方穏当ト思考仕候間、 熊沢氏布引下付近二貴山 而シテ設置セラレ ノ別院設置御 計 画ニ付テハ、 ・タル暁 右愚見ヲ付シ御 別院トスレバ 信 二 者モ ハ 東西 当所 迷

返事申上候 敬具

十月十二日

日下俊隆師様

念力講説教所内 江見十

神戸 市 の極東とされる布引下付近に熊沢が別院を設置する計画があり、 それについて日下が江見に意見を求めたこと 長崎老僧前

教所廃合のうえ別院を設置してはどうかと返答している。 が分かる。 江見は、 はじめは 神戸 、市西部の念力講説教所と同じく) 説教所として開始し、 その後の状況を見て両説

の大正八年十月十五日付書簡 べて楊谷寺宛で封書・葉書十五通、 神戸市の別院に関する熊沢寛道自身の書簡は、 教務執事用」と表書きされた袋に、 は二通ある。 他に名刺一枚があり 念力講説教所設立関係文書(一部を除く)とともに入れられている。 当時楊谷寺に掛錫しており以前から親しくしていた長崎老僧 右と同じ大正八年十月から、 (表1)、その全部が 大正九年六月頃までのものが残る。 「大正八年十月起 神戸 兵庫説 (梁瑞) 教 初見 所信 す

[史料1]

楊谷寺方丈

(住職日下俊隆)

宛のものである。

ます、 遺 は深謝致し居りました、 此頃中御 なし今後の御引立を御願ひ致し置きて辞しました、 る吉報を御目に懸ける事が必すや到来し実現致す事と信じます、 算なく進む可く献身的て御座い舛、 勿論此度は全く私一個としても死活問題であり、 ·山に御邪間致して居ました時は折々御高見を承り、 ◎ 御覧に入れました如く、 目下之所は第一に住所問題ですが、 来迎寺よりは彼の如き手紙にて、 一時住所定まらさる私は昼夜兼行で進路に向 御山に対しても亦大切なる事業でありますから、 不肖の進路の上に多大なる参考を得た事を喜ひ、 御山八田 近日中に共に御喜び下さる事の 野口両師及一 私も帰神早 切の方々によろしく御 之 — ひ奮進致して居 応の御詫 出来 万事 ひ 其

伝言を願ひます、 月十五日

御免を

熊沢寛道

表1 『楊谷寺文書』に見える熊沢寛道書簡等一覧

目録 [史料番号]	年月日	差出	宛先	形状等
3-61 [史料 1]	(大正8年) 10月15日	熊沢寛道(兵庫会下山善光寺別院 内 熊沢寛道)	長崎老僧 (「楊谷寺 方 丈」宛→3-77 の ものか)	
3-77 [史料 2]	(大正8年)10月15日	寛道	方丈	封書(封 筒なし) ペン書き
3-62 [史料 3]	(大正8年) 10月18日	熊沢寛道(兵庫会下山公園善光寺 内 熊沢)	(楊谷寺) 方丈	封書 ペン書き
3-63 [史料 4]	大正8年11月7日	熊沢(神戸市東雲通6丁目14ノ 9 熊沢寛道【柳谷観音兵神別 院】)	(楊谷寺) 方丈	封書 墨書
3-64 [史料 5]	(大正8年) 11月11日	熊沢(神戸市東雲通6丁目14 / 9 柳谷兵神別院【柳谷観音兵神別院】)	(楊谷寺) 長崎老僧	封書 墨書
3-65 [史料 6]	(大正8年) 12月2日	熊沢寛道(神戸東雲通6丁目柳谷 兵神別院 熊沢寛道【柳谷観音兵 神別院】)	上様(楊谷寺執事)	封書 墨書
3-66 [史料 7]	(大正8年12月11日)	東雲通6丁目 柳谷兵神別院【柳谷観音兵神別院】	楊谷寺執事	葉書 墨書
3-67 [史料 8]	(大正8年) 12月18日	熊沢寛道(神戸東雲通6丁目 柳谷別院 熊沢寛道【柳谷観音兵神別院】)	(楊谷寺) 方丈	封書 墨書
3-68	(大正8年12月22日)	神戸市東雲通6丁目 柳谷兵神別院【柳谷観音兵神別院】	楊谷寺執事	葉書 墨書
3-69 [史料 9]	(大正9年) 3月22日	熊沢寛道(『柳谷観世音別院主任 熊沢寛道 神戸市東雲通6丁目』)	(楊谷寺) 方丈	封書 墨書
3-70 [史料 10]	(大正9年3月31日)	『柳谷観世音別院主任熊沢寛道 神戸市東雲通6丁目』	楊谷寺執事	葉書 墨書
3-71 [史料 11]	(大正9年)4月4日	熊沢寛道(『柳谷観世音別院主任 熊沢寛道 神戸市東雲通6丁目』)	(楊谷寺) 方丈	封書 墨書
3-73 [史料 12]	(大正9年)5月12日	神戸熊沢寛道	楊谷寺執事	葉書 ペン書き
3-74 [史料 13]	(大正9年)5月18日	熊沢寛道(『柳谷観世音別院主任 熊沢寛道 神戸市東雲通6丁目』)	(楊谷寺) 方丈	封書 ペン書き
3-75	(大正9年6月5日以前)	神戸市生田神社東門 豊田内 熊 沢寛道	楊谷寺執事	葉書 ペン書き
3-78	(大正8年11月6日~ 9年6月初旬)	神戸市東雲通6丁目14ノ9 柳 谷兵神別院主任 熊沢寛道	_	名刺

「目録」は『楊谷寺文書』の目録番号、「年月日」欄の () は消印・内容によるもの。

「差出」「宛先」欄の()は封筒からの情報。

「差出」欄の【】は印文、『』は住所印からの情報。

関係が横たわっていたことが窺い知れる。

に、

神戸で別院設立活動をはじめたこの大正八年、

六月に寛道は熊沢家の家督を相続したことを上奏してい

— 517 — 大正期神戸市における柳谷観音の信仰と布教

点があった可能性は高いと思われる。大正六年の年末には、寛道はおそらく楊谷寺にいた宮。 活動に没頭し、 このとき熊沢寛道は三十 というのが一般に知られた経歴である。熊沢家の宗旨は代々浄土宗西山派だった宮。学寮時代に日下俊隆との接 大然が大正四年に死んだとき寛道は光明寺内にあった西山派専門学寮の学生で、その後一時神戸で布教師をし 明治末から大正はじめにかけて二度、 歳、 進路未定の青年僧であった。 南朝と熊沢家の血筋の正統性の公認を得るため上奏請願をして 彼の本家筋で養父の大然は生活も顧 なお、 気ず 注目すべきこと 南 北朝史を正す

示している。これに対して次の日下宛の書簡からは、 谷寺にとって大切な事業つまり別院設立を自己の「死活問題」と表現 は大正六年に開創したばかりである宮。前と次にあげる十月十五日付の二通の書簡に別院設立の語は見えない ·月の段階で熊沢は神戸での住所が決まっておらず、兵庫の会下山善光寺別院内に止宿していた。この善光寺別院 経済的な問題以外にも、 Ĺ 見いだした進路に邁進しようとする意気を 別院設立の前にはきわめて複雑な人間 楊

[史料2]

御無信致し候段、

一重に御海容下され度候、

扨て昨日も新川の青木氏を訪問して尊意を伝へ、氏の意見を聞きた

び致したるも、 先日は微意を御容れ下され、 結局小衲之住所を確定せさる可らさる立場と相成、 御厚志奉深謝候、 贈物は着神早々尊命之如く配達仕、 日夜兼行仕り居り候、 彼の来迎寺之方は 執筆之時も無之為めに 御詫

るに、 を執る考へに御座候間、 吉川氏との間に於ける調訂之光明ある如く確信し候へば、 左様御了解下され度候、 一方江見氏之事は同家へ参上して、二三の世話方と小生の事に 及はすなから観音様の御徳を損ねざる様

0 聞し、 居り、 対し御 利を計り居らる、は自明にて、 御 申されたれば、 就き協議 て好便を便せらる、事と努力仕り居り候 あるか如く装ひ、 候へば、御安堵なし下され度候、 ば、 、様の言動なきにしもあらず、 信を願ふ考へにて、其時聞き流しに致し候、 全て御山に関係ある講中一 勿論私と致しても先日迄で御山と何等の関係あるかと思い様に、 報下され置き度く、左すれは私として今後に所する好便利は明かなる事に候、 既せられ 」最に御山より藤本は関係なく、 藤本師は御山に対し別段の深き関係ある人にあらず云云と申上げたく存したるも、 「 た る」、 柳谷一切の事は私が依頼を受け居る等と以前より自称せられ居りたる由 其趣きを御山へ通知なされたる由も承り候へ 此際純柳谷標旁して柳谷の講を統一 かるが故に江見氏すらも小生が面談したる際、 切の事は直に小生の死活問題となりたる今後は、 然れ共、 此度柳谷としては不肖を遣したればとの御玉章を関係者亦は各有力に 敬具 茲に御承知置き願度き事は、 有態に申せば、藤本師も目下之処なれば御山の講を利用して自 Ļ 共 藤本師が恰も御山と切るに切れない関係(像法) 藤本師が御山に接近 かゝれば内心或は喜ばすかと存し居り候 左程御懸念下さる事もなきかと存じ 藤本さんとも一応相談して云云と 万事身を以て事に当る覚悟に 終り臨み旬日を出てすし 昨夜も或る人より伝 (外面) 御 Ш 致し居るか の方より

方丈様

十月十五日

寛道

身住所不定の状態ながら、 人物、 文中、 吉川 新 は ЛÌ 神 の青木とは、 芦 _の 信説講 日下の意を受けて調停しようとしている。 当時神戸市最大のスラムとして知られていた神戸新川 (深切講 親説講) 主宰者である。この二人のあいだには軋轢があったらしく、 また江見のもとへも向かい、 地区におい 7 「柳谷講」 別院設立につい を主宰した

していたものと見られる

日下・

長崎に書いたわずか三日後には、

日下に金銭の融通を願い出たことが分かる。

りあえずは既設の神戸 相談したのであろう。 八年段階の楊谷寺におけるポジションは熊沢・江見から見ても不明ながら、 十三年に念力講説教所を楊谷寺兵庫教会所に名称変更したさいには、この藤本宛に知事の許可が下りている。 を組織しようとしているが、 見て取れる。藤本という僧侶の実態はよく分からない。 熊沢自身は「此際純柳谷標旁して柳谷の講を統一」することもありえると考えたようだが、と ,地区所在の講および神戸市内唯一 彼のために柳谷の範囲を犯されては迷惑千万、 江見も、 の説教所の主宰者と何らかの調整を行おうとしていた形跡を 頼母子組織を日下に表明したさい、藤本も大頼母子 と藤本を警戒している。 神戸市において柳谷観音に関わる活 しかしのち大正

たのである。しかしさしあたっての活動資金の工面もさすがに自分一人では難しかったようで、ひさしぶりの手紙を それは別院建設の場所や資金を確保する以前に、 熊沢は「此度柳谷としては不肖を遣したれば」と、 活動の拠点とする自己の住居を自力で確保するところから開始され 楊谷寺住職の意向により神戸に派遣された形だとしているが、

事に候、 は、 前略 は実にく 思ひ半ばに過くる所にて、 此頃は大金之御融通を御願申上、 去りとて近年中続ける好景気の後期に際し、 非常なる勢にて、 現在にても二千戸の住宅不足の由、 如何に新築を策すとも、 恐縮なから何卒御聞き容れ下され度、 是れを失はむか、 制限ある大工能力の事とて、 市の徴査員か申され、 向 ふ十年間 重に懇願 は又策の出ずる所を知らず、 市民の住宅難は 此上市電延長に着手せ し奉り候、 当市 誠 に明 の発展 ん々の

恰も弾丸を消費せる田師の大鹿をハ通過せるを見て空しく銃を疑するの状に御座候へば、 何卒/

の上、 速かに御 ば願ひ申 Ė 候 頓首

十九十八日

方丈様

熊沢寛道

大正七・八年の神戸市は空前の大戦景気に沸き、急激な人口流入により住宅不足・賃貸料騰貴が深刻であった。そし て熊沢の感じたとおり、 大正八年は好景気の最高潮に達した年だったのである窓。 熊沢は発展中の神戸市に別院を建

する見込みはない、と書き送っている。 時機ではない、 は賛同するが、 設するのは今しかなく、この絶好機を逃すことはできない、と熱弁をふるっている。 なお日下は、 と日下に返答している®。 頼母子講も寄附金集めもうまくいかない現在、 別院建設への協力について、念力講説教所に働きかけを続けていた。しかし江見は別院設置の趣旨に 日下は資金面でも、 高田徳松も江見と同じ頃、 現地の講が主体となっての別院建設を望んでいたと見 楊谷寺が一時出金するならまだしも、 資金のめどがつかないので別院を神戸市で建設

講中心 Ō)運動は

方の熊沢は、 大正八年十一月六日に神戸市東雲通六丁目に居を構え、 翌日そのことを日下に伝えている。

[史料4]

られる。

所に一 前略 立て被下度、伏して御願申上候、 時仮住仕り、 其後重ね 漸 種々御配慮を忝なく致し奉深謝候、 く昨日移居仕りたる次第にて、 猶ほ長崎御老僧様にも別して宜敷御伝声願上候 其場所は吉川氏の東北約二丁程にて候、 陳れば過日御話申上たる寺の都合の出来る迄て、 敬具 何卒今後の処御引 表記之

た。

大正八年十一

月七日

方丈殿

所在地からは三丁(後掲[史料7])と、既設の講とは非常に近接している。『楊谷寺文書』に見える熊沢寛道の神戸 この仮住まいは後述のように借家の二階を間借りしたものであった。 吉川の信説講所在地からは二丁、 青木の 柳 谷講

市での活動は、この東雲通六丁目の仮住まいを核として展開されることとなる。 なおここで注目すべきは、この書簡の封筒の差出には、 熊沢寛道の名とともに「柳谷観音兵神別院」 0) 印

ののちも別院を名乗り続けるのである。

ていることである。

独自の建屋もなく、

何らの公的手続きをした形跡もない。にもかかわらず「別院」

が捺され

굶 の活動拠点となった東雲通六丁目の借家を選んだのは、 次の書簡によると地理的な特性を考慮した結果であっ

[史料5]

拝復 として最初より此の地方を選び居り候、 に先輩より明鏡に対するが如く聞き及び、 らく、実ならば念力講頼母講は大いに其数出来居る由、 に講を種に○○の○に当て居る奸人の多き有様にて、 七日出之貴墨、 正に昨夕拝誦 御深切なる御注告、 過日御面談之砌申上けたる如く、当市に於ける講に経験ある俗人は、 尚ほ市の事情を愚察するも、 言行不一致は時代の通弊、 御遠方なる御山へは不明に候、 実に多謝申上候、 当地近旁ならさる可らさるを知り、 江見氏之人格に就ては、 実に慨嘆之至に御 小生元より他力的を選び 座候、 実は既に已 見聞す 不肖

けさる時は粉凱して、 失礼なから何卒方丈前に宜敷御鶴声下され度、 は地点としては浄土に最も相応敷く、且つ観音菩薩の御加護を戴き、必す死地に一生を切り開く覚悟に御座候 候へ共、 の寺もなく、 又自力の必要を決して忘却せず、故に当地は東へも西へも共に十四五丁隔てざれは鎮西 南北には皆無にて、今迄では葬式屋の胸にて「近き」真言、真宗、 菩薩の御徳を衆人に喜ばしむる決心に候間、 我か進路に於ける障害物あるは必然にて、 御安心下され度候 禅宗等に依頼したる由、 早々 取り除けるは除き、 左すれ 除

十一月十一日

^院沢拝

長崎御老僧前

伸 御下人に命じ下されて、大正三年より以前、 数年間にて、 神戸市より御参籠せし人々の住所氏名、 御

一報願上候 不二

現状では浄土宗寺院空白地帯のこの地区こそが別院設置にふさわしいのだという。 の寺院数は真宗・禅宗と並んで多い。 仏道教会にいたっては、念力講説教所のある兵庫地区にしかなかった しかし浄土宗寺院は兵庫地区に偏在し、 (『神戸市統計書』)。 熊沢が言う通り、 当時の神戸市におい 神戸 地 いては、 区には少なか 浄

取り除けるは除き、除けさる時は粉鍘して」とは、 見や念力講の人々らが実施していた頼母子講には少なからぬ不信感を抱いていたことが窺える。 たからかもしれない。それにしても「必す死地に一生を切り開く覚悟」「我か進路に於ける障害物あるは必然にて、 人生の一大事であったようである。 当初計画の布引下からは少し南に寄るが信説講・ 悲壮感さえ感じるとともに、 熊沢にとっての別院建設は単なる信仰の発露でなく、 柳谷講から近いのは、 弁舌の巧みさを見ることができる。また一方で江 将来的に両講を吸収するという意図が 一生の転機

三、「柳谷観音兵神別院主任」熊沢寛道の活動

1

住所が確定してわずか十日ほど後になると、

熊沢の神戸市での布教活動が具体化してくる。

拝啓 致し候、 望なる或る地方に菩薩の御徳を広め度く存じ、其地人と結縁之為寒行仕り、 講を組織仕り候てより、 候、 は布教の事を御願申上恐縮之次第にて、残念にも此程重松師より播州に先約候由を以て断られ候へば、 には幾多波浪或は怒濤なきを保し難く候へ共、 活致し居り候、 目前に扣へたる今日、 九名程へ講員の住所氏名録を託し有り候間、 む角やせむと存じ、 活躍可 仏力之御擁護に預り、 昨今御山之寒気もさこそと御察し申上け、 連 日小生の 連日其下運動に余念無之、来る寒中を利用し、 是れも皆御山菩薩の御陰と日夜忝謝仕、 運動には家人も実に驚き居り候へ共、 目下の場合、 余日も無之候故、当年は明春之戦闘順備を完成し置き、愈々春暖とも相成候はゞ、 目下小生の手元にても五十名の講員を漸々得、 当所も実に好都合にのみ進運し、或る人の勧めに依り、先月十五六日頃より柳谷観音 名僧を御願ひ仕るは或は失礼かと存じ、 本年中には壱百弱の講員は出来る事と存じ居り、 初一念を貫くは小生の愚性にて候、 御 山御各位様之御健かにあられかしと奉祈居候、 歓喜的生活を営み候、 自己としては些の苦痛を感ぜず、 昼は未だ柳谷観音様に縁なき而も大発展中にて有 此中講員勧誘の世話なし下さる、人々十 旧友之情義を以て出演を依 夜は亦神戸市一円を夜念仏可仕決心 然れども永遠なる彼岸に到達仕る 敬上慈下其節を守り、 返而益々勇を鼓し快 何分にも大節季を 陳 頼仕 兎やとせ れば 慈を万 正に 此頃 ŋ 扂

して御待ち申上候、 必要を感じ、 御出張願ふ事は叶はず候や、 観音菩薩の御徳を弘めさして頂き、我派として、否、我山として、東洋第一の良港を有し日進月歩の大発展し 尚ほ本月十七日午後一時より当所初回の講を開催可仕候事なれば、 つゝある神戸市に寺院なきを遺憾と存じ、仏力加護の下に、微志を具体化し候ならば、何卒御引立て下され度、 人に伝へても□隙害あらば、 十二月二日 初開之事なれは特に十七日を選び候次第、 万 御都合悪しき節は何卒御一報煩し度候 前述之如き有様にて、 除じ難きは時機相応之手段に依り突進仕る心底に候、 明春初陣之高名を博さむ為めに、本年中に一度会合打合せの 幸に小生之微衷を御了解下され、 恐惶 御多忙中誠に申兼ね候 謹言 兎に角小生の考へとしては 何卒御出神願上度、 べ共 長崎御老僧様に 伏

上様

熊沢寛道

歩いたのではないだろうか。十二月十七日の柳谷観音講の初回開催にあたっては、 五年ほどの間に楊谷寺に参籠した人の名簿を送るよう依頼しているが、初めは柳谷観音を信仰する人々のもとを訪ね だろうという。また講員勧誘をしてくれる世話人も十九人できたとする。さきの十一月十一日付書簡の二伸で、ここ 月十五・六日頃からは 「柳谷観音講」 を組織して半月で五十人ほどの講員を得、 旧友の長崎老僧に出演を依頼 さらに年内には百人に増やせる

信者が運営した既設の講と変わらない。 講を開 いて説教や仏教講演を聞き、 おそらく掛け金を徴収するのであろうこの方式は、 ただ講則を作っ た形跡もないので、 僧侶としての熊沢一人が運営し、 道成講や念力講など、 別院と 般 V

. る

自称してはいるが実質は別院建設を目的とした講だったと思われる。

る。 また家人®も驚く活動ぶりだったが熊沢本人は苦痛に思わないといい、 ただ「永遠なる彼岸に到達仕るには幾多波浪或は怒濤なきを保し難く候へ共、 別院建設に向けて意気揚々たる様子 初一念を貫くは小生の愚性」と目 が

標実現の途上には障壁があることを重々承知しており、「隙害あらば、除じ難きは時機相応之手段に依り突進仕る心 多少の強引な手法も辞さないという決意も持っている。そこには、 (我山)として、「東洋第一の良港を有し日進月歩の大発展しつ、ある神戸市に寺院なきを遺憾」に思 西山光明寺派 (我派) として、というよ

春之戦闘順備」「明春初陣之高名」のためと書くように、熊沢には別院建設の地ならしだったのである やはり今しかない、という焦燥に駆られた熊沢の姿がある。しかしこの熱に冒されたかのような早急な活動も、 明

ちなみに長崎老僧の出演依頼は楊谷寺に聞き入れられた。楊谷寺執事宛の大正八年十二月十一日消印葉書に、 熊沢

[史料7]

は次のように書いている

拝復 盛大に厳供仕り度、 自由勝ちなれとも、 来る十七日には御遠路之処、 就ては七条(金襴入)及モースを御参上願度、 将来に大なる目的を置き、近くは歩一歩つゝ、 態々御出張被下候御趣、 有難存奉り候、 小生満身之努力を致し、 当所には只一人分より無之、 布教師は岸深円君に御 十七日も出来得る限 右御願申 陸候、 万事不

布教師も別に依頼しておいたらしい が、 やはり法衣は自分のものしか常備していなかったようである。

次にあげるのは初回の講終了後に住職日下に宛てた礼状である。

早々

当所は吉川氏を東北に登る二丁程、青木氏よりは北へ三丁程

[史料8]

粛啓 員を募り、 御影地方へ寒行に巡り、 愈々益々大奮闘致す可く、 御遠路之所なるにも微意を御許容之上、御老僧様を御発遣に預り、 n 候 共 寒気漸々厳敷相成申候処、 近き将来には観音菩薩の御徳を広く讃へ申上度く、 何分にも年末の事とて今一つ参詣者之尠なかりしは誠に遺憾にて、 夕影帰宅、 是れか為め、 方丈様を初め御 夕食を喰ひ早々神戸市中を巡行致す可く、 来月六日の寒の入りよりは午前中に法要を了し置き、午後早々より住 山各位様には益々御安泰之御由、 日夜に祈り居候、 奉万謝候、 尚ほ微力のあらむ限りを尽し、 以御陰幸にも無事に終了、 小生の徳力之足らさる所と信じ、 幸にも熱心なる讃成者有之、 奉賀上候、 陳 n は、 喜ひ居 昨 白は 万 講

他出 端 n 度 順風に帆を孕ます如く進行仕り、 致 兼ね候間、 般信者に左様申居候、 悪しからず、 何卒皆様に宜敷御鶴声願上度候、 月六日御法類講に不肖末席を穢し度く候へ共、 喜ひ居候、 猶ほ御老僧様に御依頼申置候御水を何卒一月上旬中までに受納仕 時下厳寒に向ひ候へば随分御身御大切に祈上 当日は寒の入りにて残念ながら

候 謹 言

十二月十八日

方丈様

熊沢寛道

講は 戸 にもあるように、 るつもりだとしている。 、市に入っていなかっ 無事に終わっ 年明け たもの た地域 Ó 熊沢の活動に賛同する人々も順調に増えたらしい。 の寒の入りからは午前中に別院での法要、 熊沢が期待したほどの盛会ではなかったという。 の信者開拓 0 ため寒行に赴き、 夕食後は神 午後は住吉・ 戸 市 中 おそらく次回の講のためにだろうが、 順 しかし熊沢はめげない。 御影など神戸地区より 行、 <u>논</u> 日 1を信仰 布 開 教活動に充て 東 講 当 前 蒔 0) は

神

れる楊谷寺の霊水である。 「御水」を送るよう依頼もしている。「御水」とは 寒行のために年明けの楊谷寺における法類講も欠席すると伝えている 「御香水」「御洪水」などとも書かれ、 眼病平癒に効験があるとさ

大正八年の年末ឱ以降、寒行に励むと宣言していた期間を挟み、翌九年三月途中までの熊沢の動向は知ることがで しかし次に熊沢が住職日下に出した書簡からは、 この間に問題が発生したことが窺える。

[史料9]

れば、 拝復 度の疾しき事を為したる覚え更に有之候はず、何とならば、分限を覚知し居るのみならず、 に尠なからざる畜財を投じて人気を集めるに務め居り候へば、大智略先進者より講の発展即ち菩薩 よく御三思を願ふ、 ら彼之如し、 を御過信遊ばすを、 或は画策致し居るやに御思考之由、 以てとか等の文字あり、之に就き火煙の譬より察すれば、已に既に小生が自己の本分を忘却したる行動をなし、 会に而も望を有し、 る良法」方に就ては学ひつ、あり、尚ほ大いに労ばんとする処なるも、我一身上の行動に就きは、 他人奸奴之悪言を耳にし躊躇するの隙を有せず、此大決心あるか故に、已に三百何十円と云ふ、小生にしては実 只今は何等の意なるかは不存候へ共、御注悲被下、 他人の忠告をまたざる所にて、「忽ち」禍罪の至るを了知する故に候、 故にい 力戦奮闘せる者に候事を御熟考下さらば、 此度出神したる事や、小生に取りては実に必死的にて、唯精進発展之道を画するのみ、 且は無念に存し且つは自の不徳を悔ゆる次第に候、開教之困難は愚説をまたず、宗祖大師す わんや小衲に於ておや、時代の相違ありて流罪之身辺に迫らざるを僅に安堵せるのみ、 誠に遺憾千万、奸策邪智之輩、 厚く謝奉り候、 佞人の誹謗も等」何真価なき事と存せられ候、 小生をして無辜の罪に陥入れんとしての法略 御文中、僧呂としての本分とか威信を 物質之高価なる事日本第 自己直接に大影響す 出神以来、 0 御徳を広む 一なる都 今は 御

召しに依り来る二十六日午前中に御 山へ参拝可致候間、 万難操返へ、 方丈様及御老僧様には御: 在山 願 Ê

熊沢寛道

早々

三月廿二日

御方丈様

喬木風多し

日頃 には僧侶としての本分を逸脱した覚えはまったくないという。どころか末尾に「喬木風多し」と書き、これは周囲 妬みだと言い切っている 沢を楊谷寺に召喚して事情を聞きただそうとするほど、 の活動につい て、 何者かが日下に讒言し、それを日下が信じて自分に忠告してきたというのである。この件は熊 日下にとっては見過ごしにできないことだったが、 熊沢本人

いか。 ては 難に準えるのである。 んや小衲に於ておや、 0 神戸市での活動に費やして信者を増やす、という一見無謀なものだったことが窺える。しかしこれも熊沢本人にとっ 「画期であると繰り返し述べている。そして熊沢は またこの書簡からは、 「此度出神したる事や、小生に取りては実に必死的にて、唯精進発展之道を画するのみ」と、やはり個人として ちなみに、この書簡以降、 このあたりからは、 時代の相違ありて流罪之身辺に迫らざるを僅に安堵せるのみ」と、 熊沢の布教とは、 熊沢は 「柳谷観世音別院主任」という肩書の住所印を封筒に捺すようになってい 彼個人の私財三百数十円を、 周囲の雑音を意に介さず一つのことに猛進する性格を見て取れるのではな 「開教之困難は愚説をまたず、宗祖大師すら彼之如し、 当時「物質之高価なる事日本第一なる都会 自分の境遇を宗祖法然の法 故にい わ

ともかくも、 日下に呼び出されて楊谷寺に行った前後は、 熊沢にとって前途に暗雲が立ちこめた時期だった。 大正

る (35) °

[史料10]

Ļ 何 致し 前略 致すと廿八日朝の話にて候 折は万事宜敷御願申上候、 り再び中江宅へ 九時頃、 候由なれは、 の者に候や、 若し是れを本山にて間の時は、 居間に、 此頃は 石炭運搬上にて相生橋浜側の鉄道線附近通行之折、 御 深切講の参詣致さる、事と相成可申候間、 即刻彼家に出頭し、 罷出候、 吉川氏等之意向に依れは、 |邪間致し候、 斯く突如なる不幸に遭遇し、 事情此之如くに候へば、青木氏へ対する協議も三四日以後ならては運び兼ね、 早 小生廿八日早朝帰宅仕たる所、 々 昨日午後四時半出棺、 能勢の妙見講と成すとの決心にて、是れか為め、 御山にて青木にのみ考慮居らる、様の時は、 非常なる迷惑を感じ候へ共、予定通漸進可仕候間 其折には小生の方の講と合同之意を御諷詞下されては如 昨夜九時頃一度帰宅仕り、 過て無惨の横死をなし、 当別院として第一の世話人中江吉松氏、 一夜不眠之労を慰し、 来月は特に吉川 小生の帰宅を待ち受け居り 本山光明寺の光明講と 廿七日午前 源八氏参詣 兎や角 参詣之

間の軋轢について、 史料10と次の史料11を見ると、三月末の楊谷寺行きのさいは、 あるいは神戸地区諸講の合併についても相談したと推測される。 讒 言の釈明だけでなく、 青木の柳谷講 吉川 の信説講

[史料11]

拝呈 通日に渉る雨天にて鬱陶敷のみならず、 運動上不便尠からす、 困却仕居候、 陳れば中江氏死去以来多忙を

け、 相成、 事に Ŕ 事あるも、 には吉川氏等の親説講礼参可 先般御 と聞けば先天的に不快を感じ、 如き力量もなく、 何等御考慮之必要なく、 0 極 る事あるも、 紀知申たる如く変講致す由、 ては 一案を取るより方無之候、 働 め 御 居る由も聞き及ひ居候、 彼れには真に誠意なき事は此程申上け置き候、 のみ執務仕り居関係も御 漸々小 通 Ш 元町より三ノ宮に渡り、 特に講員の大多数は中流以上より神戸市有数之名家も含み、 知に か只青木に対 青木とは仲々不可能に申居候、 預かりし加納町井上亀太郎氏を訪れたるに、 柳谷観世音菩薩には御助けを蒙り居る事なれば、 康を得て当世話人に話を進 故に吉川も一日は是非 亦彼れとしても成す決意も無之候事 故に今た何 し恐れ親説講に対して従前之如きあい よし御山に於て彼れに誠意を御尽し被遊候とも、 何にしても新川は神戸市の貧民の集合地、 仕、 座 吉川氏よりの直話に候、 是彼れの真意なき表榜に候はずや、 新川に居住者も己か新川なる事を相成可く云ふをさくると云ふ有様にて、 候 引ては琴緒町一等場所と云ふ風に相成居候、 彼講と雖も実は其世話人は坂神電車の旗振り れの講にも入講 共 日曜日をかけ参詣致度く申居られ候、 兎に角不肖なる野僧なるにもかゝわらず、 め候処、 青木も御山にては同情を集むる為め虚偽的行作を敢て為したる如 仕らず、 御名案ノ一、 実にや此頃御山より御発信の手紙を諸所に持ち広告的! 即ち此度吉川氏直参之目的は、 は 私に御遥礼申居る次第なり云云と申され候、 其雑談中に日 過日私に断言致 まい 早々入講せんかとも思へ共も、 たる措置に出 不肖熟考仕候に、 残念なから後日不都合之点将 随て員」講之場所は楠公社附近より 果亦新平民等之巣屈に御座 し候、 彼れには観世音菩薩 されは親説講とならば或は協定する 新川に柳谷之講ありて勧誘せら 然るに当講は て居らる 事 (辻々にて)、 情斯之如くに 御山としても 講員も将に親説講と相: 御 山の決意を伺 時 は、 六時 或は其 0 何分にも新川 候へ 親 御 御 彼 来 説 座候 徳を弘むるか れ 可 講 0 小 日 ば ふ為めに候 仕 来る十 ば 福原に 生 如き者に 此 ば、 行為を が 昨 人新川 依 伯 一仲と 日も |而第 n 頃 講 若

まで言っている。これに対し、熊沢は自分の講との合併を勧めてはどうか、

と日下に伝えている。

御協議申下されても閊なく、 电 余は後便にて、 予め 御 承知置下され度、 折悪しく只今或事より頭脳の明快を失し候間、 其都合に依り小生は当世話人方に一 されば御山に於て万一 親説講に対する措置に御困りの折有之候へば、 擱筆可仕、 応申出、 当講参詣人数等は後日改めて御報告可 調協之運びの一々丈は説報伏可致候、

申候 早々

四月四日

御

方丈様

熊沢寛道

青木を重用するのは彼の力を恐れているためと映る。この件については近々吉川が楊谷寺に直接考えをただしに行く 説講の吉川がこれに不満を抱いていたということらしい。 つもりであり、 返答次第では本山光明寺の講となるか、 楊谷寺から距離的に近い能勢妙見宮の講となる 吉川もそして熊沢も青木に対して不信感が強 楊谷寺が

[史料2]からすでに見えていた柳谷講と信説講の軋轢とは、

楊谷寺がややもすれば柳谷講の青木に肩入れをし、

信

述べ、 けて説明する。 くの新川にある柳谷講とは合併できないといい、それを青木への不信感および一般信者の新川に対する視線に結びつ 含む他講との合併案も含まれていたようである。 方、 日下は神戸地区の講のまとめ方について、三つの案を熊沢に示し、そのうちには熊沢の講と新川 方で自分の獲得した講員の大多数は しかし、 合併してもよいという信説講の講員にしても、その多くは電車の旗振りや日雇 「中流以上より神戸市有数之名家も含」 しかし神戸市外までも見据えて布教していた熊沢は、 み、 その結 果 講 v 別院のすぐ近 員 労働者だと の柳谷講を 0 住 所は

楠公社附近より福原にかけ、 亦元町より三ノ宮に渡り、 引ては琴緒町一等場所」が多い、 と述べる。 この部分から

と違い、 は、 熊沢が効率よく別院建設資金を集めるには富裕層を引き入れるのが近道だと判断していたことが窺える。 僧侶である自分が主宰していることの意味・強みを生かした方法だともいえよう。

他

0

う。 は自らの講の講員を引率して楊谷寺に参詣した 結局この後も神戸地区の諸講は合併せず、信説講も変講していない(再版 団参後、 楊谷寺執事に出した大正九年五月十二日付の葉書では、これを契機として住宅移転問題つまり現在の別 (団参) 模様である。 熊沢の講ではおそらくこれが最初の団参であろ 『楊谷寺誌』)。そしてこの年の春、 熊沢

[史料12]

院の移転が急務となっていることを報じている。

大正期神戸市における柳谷観音の信仰と布教

段、 拝呈 を執り度候へ共、 り住宅移転等之問題を申込まれ、 御 過日 宥恕願上候 は御手数を煩はし御供水御送附成被下奉万謝候、 如何せん、及はさる者あるに於ておや、是れか為め、種々苦策を謀しつ、居る間に、失礼致候 敬白 将来之発展に多大なる関係をかもす事故、 早々御礼申述ふ之処、 信徒の希望まてもなく自から其方法 講詣 り以 来、 諸所之方便よ

十八日に熊沢は日下に借金を申し込む。 買い取るか引っ越すか緊急の決断を迫られる。 ところがこの後、 五月の講を開いた十七日に、 しかしやはりどちらにしても急に費用を工面することなどできず、 借家一 階 一の同居人から五月中に借家を売却すると通告され、 これを

一伸

御返事の都合に依り、

来廿三

[史料13]

け 居候、 仕る可、 亦、 謹啓 ものに候や否か、 第二の頼母子講を催し返金の方法を講す可く御座候、 来ざる境遇に立至り候間、 0 に売却し本月中に移転するとの事、 度存し居候、 め申候、 無之、 頼母子講を新に催し、 講 時下御 過日青木の方の話も有之矢先きの事なれば、 員よりも申込まれ居候へ共、 講員も漸々各世話方の御尽力に依り増加仕、 然る時は何処へ移転するとも目下の所シニセ代の三四百は入用にて、 移転せは雑作入費等に百五十円程は忽ち費」消するは必然なれば、 就ては昨日借家人なる下の同居人より突然にも、 山皆々様益々御壮健奉賀候、 御都合を附け下さる事に候へば、 来廿七日が二番会に候も、 御山に於て至急三四百円御融通下され度、 併し乍ら小生が此シニセを買ふ時には二百九十円までに「至」「致」 如何せん金策不如意の今日。 已に此事あるを予期して、去る五日、 さて昨日は十七日の事とて当方に於ても以御陰誠に賑 早々小生登山可致候間、 五十口の事とて少額なれは、此金子を以ては如何ともする丈 此際当院之講員の集中せる三の宮附近に移転仕り度、 目下二百軒程と相成、新八月盆迄てには三百軒程に 此話御山に於かせられ幸に微衷御洞察下され御貸与願へる 「小生」「或る人」にシニセ 右金員御融通を願ひ、 頼母子講の枕金は此費用として消却 乍恐大至急、 此金子なくては如何ともする事出 右否や御返事願上候 (死店) 移転候後は、 を三百二十円 々敷勤行 すと申 小生に 増 直ちに 伍 円掛 加 柏

敬白

五月十八日

御方丈様

一日午後登山 性り、 御

度御 座 候

熊沢寛道

面談致

スタンスであって経営者という立場をとっていない。 借金は頼 院移転を決意させる一つのきっかけにすぎなかったかもしれない。 《母子講を催して返済するつもりだと熊沢が言っているように、 しかしこの借家売却の件は、 すなわち、楊谷寺には大正九年五月三日付で、 楊谷寺は別院移転にも助 熊沢あるいは楊谷寺にとっては別 力・協力するとい

「兵神柳谷観音信徒協議代表者」を名乗る人物から、

別院経営に対する警告書が届いていたのである

大正期神戸市における柳谷観音の信仰と布教 V シ居ルコト、 い体裁をとるかまたは兵神別院を取り消すかしなければ新聞沙汰にする、 · の 警告書は かと世間に疑われる。このことは楊谷寺公認の行為か、それとも関知していないのか。 「世間ニテ有名ナル柳谷観音ハ神戸市東雲通六丁目ニテ俗家ノ二階ヲ借受ケ柳谷兵神別院ト公然提灯 以テ外ノ沙汰」と糾弾する。 そのような軽貧なことをせねば柳谷 というのである®。 (楊谷寺) は日々の生活も立ち行 もう少し別院にふさわし やはり別院といえば独 パヲ出 かな

立した建屋を持つ寺院、

というのが一

般的な認識だったのだろう。

く間 通知申置候 は不明である。 .借りであった宮。 [史料13] には !金申し込みに対する楊谷寺の返事がどのようなもので、 早々」と楊谷寺執事宛にごく簡単に通知している。 しかし実際に熊沢は大正九年六月初旬までに転居し、「拝呈 「此際当院之講員の集中せる三の宮附近に移転仕り度」とあるが、 熊沢が予告通り五月二十三日に楊谷寺に行ったかどうか 移転先は 「神戸市生田神社東門」で、 昨日表記之所へ移転仕 ここもおそら 候間、 生田 神社 応御

門は方角的には熊沢が希望していた地域である。

は及ばないが、 た講員が、 存し」とあるのは注目される。[史料6]に大正八年十一月の後半だけで五十人獲得、 [史料13]に戻ると移転直前の段階で講員が 大正 精力的な活動の結果、 九年前半には 二百軒獲得、 わずか一年足らずで多くの信者を得たといえよう。 盆までの目標が三百軒というのである。 「目下二百軒程と相成、 新八月盆迄てには三百軒 まだまだ念力講説教所の信者数に 大正八年末に百人が 袓 に増 目 標 加 だっ 仕

を冠する講は神戸市のこの一つしかなく、

いっときにせよ別院を称していた熊沢が率いた可能性は高いであろう。

ま

13

験が、 うな構想を持っていたのかなど、 追うことしかできなかったため、 役割がどのようにして消化されていたのかを知ることは、 が見える直前と直後に、 さきの大正九年六月初 熊沢はこの年九月には熊沢家の家系について二回目の上奏文を提出している™。 その後半生に生かされたこともあったようである圏。 後半生の「熊沢天皇」に繋がる行動を起こしていたことは興味深い。 旬の 転居通知が現在のところ 未解明のままとなった部分がある。 楊谷寺住職日下俊隆と熊沢との関係性や、 『楊谷寺文書』に見える熊沢寛道に関する最後の文書となる 残念ながらできなかった。また、熊沢目線での別院活動を しかし布教僧時代の彼のなかで、 そもそも別院設立について日下がどのよ 『楊谷寺文書』に熊沢寛道 まったく異なる二つの 布教僧としての活動 0)

月に うであり、 を考えれば、 直轄観音講」と記されるようになっている質。 百四十一人が宿泊 一年に設立された下山手通六丁目 なおこののちも、 「神戸市 熊沢の長男は大正十三年、 彼の活動は大正十三年再版 - 柳谷別院熊沢僧侶」という記述、さらに大正十一年四月二十一日に「熊沢様組」 した記録がある。 昭和六年に還俗して名古屋市に移るまでの数年間、 の 「神戸観音講」(あるいは 「兵神説教所」 神戸で生まれている心。 『楊谷寺誌』に見える「直轄兵神観音講」、もしくはその尽力により大正十 熊沢の名が出てくるのは大正十・十一年だけであるが、 に繋がるのではなかろうか。 「神戸兵神観音講」とも) 楊谷寺門前にあった旅館旭屋の宿帳には、 熊沢は楊谷寺の布教僧として神戸 再版 は、 『楊谷寺誌』 大正十二年以降は 0) 「神戸観音講 の段階で 時 期 大正十年十 市 %的な近さ 神 講員 たよ

た「大正八年十

· 月起

神戸

仁兵庫説な

教所、

信書袋」

と表書きされた袋に兵神別院関係書類全部と念力講説教

所

関係

類

61 (1) 注 部が入っていたことも、 これを推測させる。 しかしそれ以上のことは、 新たな史料の掘り起こしに譲らねばならな

(2)しては山間部にある楊谷寺までの山道を大改修し、 もなっている(昭和十五年『乙訓郡誌』・大正六年 日下俊隆 の石造物や扁額が数多く残り、 講ができている(『長岡京市史資料編二』 谷寺は衰微を経て慶長年間に再興された(長岡京市教育委員会『長岡京市史資料集成2 承元四年(一二一○)、近隣の大原野の人々を含む二百余人の寄進により「柳谷千手観音」は修造されてい の参詣者が多く参籠するようになった。 には向日町や上里村(現西京区) (興空) は大正四年・六~八年・十二~十三年に本山光明寺の執事長をつとめ、 柳谷観音の人気の高さを窺い知ることができる。 所収「楊谷寺文書一」)。近世中期以降には京・大坂など畿内を中心とした諸 楊谷寺山内各所には近世から戦後までの間に各地の講から寄進された石灯籠など などの人々五人を講元として二十六人で講が結成され、彼らの宣伝により京にも 大正四年には奥の院を建設している。実現はしなかったが、大正期には 『現代仏教家人名辞典』· 『官報』 昭和八年七月十八日号)。楊谷寺住 長岡京市の寺社』)。 昭和八年には西山光明寺派管 る。 元和九年 その 長と

楊谷寺への登山鉄道を敷く計画にも中心人物としてかかわっていた(『長岡京市史本文編二』 十年代はじめまでは先々代の日下俊洲 (滄空) の後見補佐があった。 五一一ページ)。なお、 明

(3) 松本俊誠著、楊谷寺発行。国立国会図書館近代デジタルライブラリーで閲覧可能

回顧録」(『特集人物往来

十一月号』所収

株式会社人物往来社

九五八年) · 吉田

(4)

熊沢寛道「未発表・*熊沢天皇*

謎を追う(下)』所収 「熊沢天皇の正体」(『真相実話』 文春文庫 第一巻第三号 一九九九年 一九四九年)など。 初出一九八九年) · 藤巻一保 ただし秦郁彦 『我輩は天皇なり―熊沢天皇事件』 「熊沢天皇始末記 <u>〒</u> (同 五六ペ

二〇〇七年)などに見られるように、 熊沢の前半生の経歴には整理が必要な部分が残

(6) (5) 本稿で使用する『楊谷寺文書』はすべて長岡京市教育委員会生涯学習課架蔵の写真帳に収められたものである. (楊谷寺) ホームページ http://www.yanagidani.jp/about/betsuin.htm

再版『楊谷寺誌

「楊谷寺文書』三―七六

『楊谷寺文書』三―一四二

(22)(21)(20)(19)(18)(17)

『楊谷寺文書』三―八〇

"楊谷寺文書』三―七六 "楊谷寺文書』 三―七六

(9) (8) (7) 以上、念力講については『楊谷寺文書』三─五三・三─九二・三─九九・三─一○六~一○八による。 『楊谷寺文書』 三―八九

『楊谷寺文書』三―一〇四 『楊谷寺文書』 | 三—二

- (11)(10)『楊谷寺文書』三―一〇六~三―一〇八
- (12)(13)寺派念力講説教所」となったと思われる。 たとえば『楊谷寺文書』三―五八。なお、 明治三十三年十月十五日兵庫県令六八号 (『楊谷寺文書』三―五二) 大正八年四月三十日付で西山派は三つに分離したため、

以降は

「浄土宗西山

(16)(15)(14)以上、 「楊谷寺文書』三―五五 "楊谷寺文書』 三―五三 念力講説教所設立の経緯は『楊谷寺文書』三―五二~三―五四・三―一四二による。

(24)(23)·熊沢寛道家蔵資料J・熊沢尊信「熊沢家の歴史」(一九八〇年代編纂)(ともに『近代庶民生活誌 『楊谷寺文書』三―五七 所収 株式会社三一書房 九九〇年)、注4の各著作。 後年「熊沢天皇」の 「侍従長」をつとめた吉田は熊沢の学校 第十一巻 (天皇・皇

卒業を大正八年三月と記している。

(26)(25)楊谷寺門前の旅館旭屋が、この年の歳暮を配った中に「寺 なお、 熊沢の長男は、 父が神戸に赴いたのは大正七年だとする(注図熊沢尊信「熊沢家の歴史」)。 熊沢」 がいる (長岡京市生涯学習課架蔵写真帳 『城戸博次家文

注 (24)

熊沢寛道家蔵資料

(28)(27)天台宗兵庫教区寺院大図鑑「会下山善光寺」http://hyogotendai-yb.net/jiin_daizukan/file/01/008 zenkouji/008 zenkouji.html 『楊谷寺文書』三―七六・三―一四二。頼母子講の失敗により講名改称したのである。

(29)昭和十二年 『神戸市史 |輯本編総説各説』||二九ページ

(30)「楊谷寺文書』三─六○

『楊谷寺文書』 三一八一

(32)(31)当時熊沢が妻など家族連れだったかどうかは不明だが、 少なくとも同居する人物はいたことが分かる

(33)現在の楊谷寺では「独鈷水」と表記して「おこうずい」と読んでいる

(34)している(表1『楊谷寺文書』三―六八)。 熊沢は十二月二十二日消印の次のような文面の葉書で、 楊谷寺執事宛に有力信者の家族の死去を伝え、弔文を送るよう依

早速申上候、昨夕前、東尻池沢田紋蔵氏を訪問仕、 主人より拝聞仕候に、 同氏内室せい様には急病にて去る十三日 **御永**

(35)「主任」という職名は、寺号を公称していない説教所などの代表僧侶の肩書であるらしい。 !遊され候由に候へば、早々吊文御差出申置き下され度、 此段御報告まて 早々 楊谷寺旭川別院や浄土宗

(鎮

の教会所・別院などでも使用されている。

『楊谷寺文書』 三―七二

(37)(36)

熊沢は信者を頼って転居したものと思われる。 表1 『楊谷寺文書』 三―七五。 この住所は大正十一年の柳谷観音講元帳 表面におそらく楊谷寺側により「記入済九年六月七日」というスタンプが押されている。 (『城戸博次家文書』一―八) に見える「東観音講」講元の住所と同じであり、

(38)注四「熊沢寛道家蔵資料

(39)川は「もと浄土宗の僧籍にあったというだけに話はなかなかうまい」と感じている 滝川 メント日本人 虚人列伝9』所収 株式会社学藝書林 一九六九年 |政次郎は昭和二十四年十月に熊沢と連れだって吉野の川上村を訪れた。そのとき熊沢の後南朝に関する講演を聴いた滝 初出一九五〇年)。 (滝川「熊沢天皇吉野巡幸記」 ドキ

(40)録では八百名)。この「三年後」とは、 道は大正七年に神戸に赴いて布教所を開き、 『日本近現代人物履歴事典』 (東京大学出版会 大正九年か十年のこととなる。なお、前者や注4藤巻著はおそらく後者に拠り、 艱難辛苦の結果、三年後には八百戸の信者を擁した、とする 二〇〇二年)および注四熊沢尊信 「熊沢家の歴史」。後者は、 (注4)寛道の回

父寛

(41) 長岡京市教育委員会生涯学習課架蔵写真帳『城戸博次家文書』一―六沢の「布教所」開設を大正七年としている。